

「広域連携推進の指針（中部圏・北陸圏）」（最終案）について

1 指針策定の経緯

関西広域連合の設立にあたり、平成22年10月7日に県議会から「関西広域連合の設立後においても、引き続き福井県、岐阜県、三重県との連携を深め、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点という地理的優位性を生かした施策を一層推進すること」との附帯決議を受けました。

これに伴い、中部圏、北陸圏との広域連携の方向性を示すために、平成24年10月に「広域連携推進の指針」を策定し、以降4年ごとに改定を行いつつ、この指針に基づき様々な分野での施策を推進しています。

2 指針の改定について

現行の「広域連携推進の指針」の期間は令和5年3月までであり、中部圏、北陸圏との広域連携に引き続き取り組む必要があることから、これまでの社会情勢の変化等を踏まえて指針の改定を行うものです。

3 県民等への意見等募集の実施結果について

(1) 意見等募集の結果について

① 県民政策コメント制度に基づく意見・情報の募集

- ・ 募集期間 令和4年(2022年)12月16日～令和5年(2023年)1月16日
- ・ 件数 4名から17件の意見等

② 市町への意見照会

- ・ 募集期間 令和4年(2022年)12月16日～令和5年(2023年)1月13日
- ・ 件数 2市町から19件の意見等

(2) 提出された意見等の内訳

	項目	県民政策 コメント	市町への 意見照会
ー	はじめに	1	2
1	「広域連携推進の指針(中部圏・北陸圏)」について		
(1)	「広域連携推進の指針」とは	ー	ー
(2)	「広域連携推進の指針」の期間	ー	ー
(3)	取組の推進	ー	ー
2	中部圏・北陸圏との連携		
(1)	滋賀県と中部圏・北陸圏の関係	2	ー
(2)	広域連携の必要性	1	1
(3)	広域連携の取組方針と連携施策の視点	ー	ー
(4)	連携のプラットフォーム	1	2

3	中部圏・北陸圏と連携を進めていく分野と実施方針		
—	全般	—	3
(1)	広域交通	3	1
(2)	産業・物流	—	1
(3)	観光・文化・スポーツ	1	—
(4)	危機管理	—	4
(5)	健康・医療	—	—
(6)	環境	4	1
参考	関西広域連合とその取組	2	—
参考	その他の地域等との連携	2	1
—	概要版	—	3
計		17	19

4 指針（最終案）の主な変更点について

上記3の意見等や、県の庁議で示された意見を踏まえて、次のとおり修正しました。

頁	変更箇所	変更の概要（変更理由）
6	2 中部圏・北陸圏との連携 (2)広域連携の必要性 ②地域活力向上への対応	広域観光について、特にインバウンドは広域連携にふさわしいテーマであることから、今後の誘客の増加を想定して、「インバウンドの回復も視野に入れ」という方向性を追記します。
7	2 中部圏・北陸圏との連携 (3)広域連携の取組方針と連携施策の視点 ②連携施策の視点「視点1 ひと・モノ・情報の交流活性化」	
8	2 中部圏・北陸圏との連携 (4)連携のプラットフォーム 広域交通 (「名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会」の項目を追記)	中部圏・北陸圏と連携した広域交通の取組として、現在推進している「名神名阪連絡道路の整備促進」に係る内容を追記します。
10	3 中部圏・北陸圏と連携を進めていく分野と実施方針 (1)広域交通 道路インフラ整備 (「名神名阪連絡道路」を追記)	

このほか、提出された意見等とそれに対する考え方・対応（案）は、資料2のとおりです。

なお、資料2の取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容の要約等を行っています。

5 改定の経過と今後のスケジュール

年 月	検討作業	県議会への報告	意見等募集
令和4年 6月	<「広域連携推進の指針」に基づく 事業の取組状況の確認・評価> ・指針の事業評価		
11月	<「広域連携推進の指針」改定素 案に対する庁内意見照会>		
12月	<県政経営幹事会議(12/2)> ・指針の事業評価 ・指針(素案) <県政経営会議(12/5)> ・指針の事業評価 ・指針(素案)	<常任委員会報告(12/15)> ・指針の事業評価 ・指針(素案)	・県民等へ 意見等募集 ・市町へ 意見照会 (1か月)
令和5年 1月			
2月	<県政経営幹事会議(2/17)> ・指針(最終案) <県政経営会議(2/20)> ・指針(最終案)		
3月	【指針の改定】	<常任委員会報告(3/8)> ・指針(最終案)	

県民等からの意見等とそれらに対する考え方・対応（案）

1. 県民等からの意見等とそれらに対する考え方・対応（案）について

(R4.12/16～R5.1/16意見募集、4名から17件の意見等があった)

番号	頁	項目等	「指針」に対する意見	意見に対する 考え方・対応(案)	「広域連携推進の指針(案)」の修正	
					修正前	修正後(案)
1	P1の4行目から	～はじめに～ 「…また、NPO、企業、大学等の多様な主体が共通の…」	NPOなど公的資金を用いて活動している団体の資金使途の管理はしっかり行ってほしい。 また、継続して行っていく政策に関しては本来行政が行う仕事であり、外部に委託する手法は間違っていると思うがNPOとは一体どのようなNPO組織を指しているのか示してほしい。東京都におけるColabo問題のような監査委員から指摘を受けるような運営をさせないようにお願いします。	「変わる滋賀 続く幸せ」の実現に向け、行政だけではなく多様な主体が連携していくことを謳ったものであり、特定のNPOを想定した記述ではありません。なお、いただいた御意見は、施策を推進する際の参考とさせていただきます。	—	—
2	P4～5	③中部圏・北陸圏の…状況と交通インフラの変化 (岐阜県) (三重県)	4ページの岐阜県の項に記載のある「リニア中央新幹線」の「品川ー岐阜県駅」や、5ページの三重県亀山市の中間駅については、利点はなく開業もしなくていい。	リニア中央新幹線については、国による事業の予定を記載したものです。	—	—
3	P5の13行目から	③中部圏・北陸圏の…状況と交通インフラの変化 (愛知県)	「リニア中央新幹線が令和9年(2027年)に東京-名古屋間で先行開業予定であり、それにより品川駅-名古屋駅が最速約40分になる予定です。」について、リニア中央新幹線の東京-大阪間全線開業予定が令和19年(2037年)になるとのことなので、特に東京-名古屋間開業からそれまでの10年間は、東京からリニアで名古屋に来て、大阪・京都に入ったり、逆に、大阪・京都から名古屋からリニアに乗って東京に向かう観光客がインバウンドを含めて多く期待できると思います。大阪・京都と名古屋の中間にある滋賀に訪問、滞在いただけるよう二次交通を含めて観光受け入れの用意をしてもらいたいものです。	この項では、今後予定されている「交通インフラの変化」について記載することとしています。なお、いただいた御意見は、施策を推進する際の参考とさせていただきます。	—	—
4	P5の(2)①本文の4行目から	(2)①社会情勢の変化への対応 本文の4行目から	「地球温暖化による気候変動は、自然環境への影響だけでなく、…」について、地球温暖化を示すデータを示してほしい。IPCCのデータにもかなり疑義があるようなので、滋賀県内において一度、一定期間観測をして本当に温暖化しているのかEBPMに基づいた視点での政策実行を行ってはどうか。	令和4年3月に策定した「滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画(資料集)」において、滋賀県内(彦根)の年平均気温も100年あたり約1.4℃の割合で上昇しているとの彦根地方気象台提供データを掲載しています。ただし、こうした個別の事項は当該指針には記載しないこととしています。なお、御指摘の箇所は、社会情勢の変化の一つとして、地球温暖化による気候変動とその影響等について記載したものです。	—	—
5	P8の21行目から	(4)連携のプラットフォーム ○観光	「一般社団法人 中央日本総合観光機構 中部圏・北陸圏の9県3市および経済団体や観光関係団体、関係事業者で構成するDMO法人であり、中部北陸9県の観光事業に関する中枢機関として国内外の観光振興を図るとともに、観光交流を通じた9県の経済および文化の向上発展に関する取組を進めています。」について、観光面で連携、協力関係を進めることと並行して、滋賀県内の各DMOや観光協会、観光地・観光施設と誘客した観光客が滋賀県内に相応の利益をもたらすよう受け入れの仕組みを戦略的に構築してもらいたいです。	この項では、様々な「連携のプラットフォーム」の取組内容について簡単に紹介することとしています。なお、いただいた御意見は、施策を推進する際の参考とさせていただきます。	—	—
6	P10の2行目から	(1)広域交通 道路インフラ整備	「《道路インフラ整備》○大規模災害時のリダンダンシー(機能代替)の確保や、ヒトとモノの新たな交流による経済活性化のため、新名神高速道路のほか、直轄国道(国道1号、国道8号、国道161号など)の整備促進に向けた取組を進めます。」と、「《鉄道インフラ整備》○令和6年(2024年)の北陸新幹線敦賀開業を見据え、敦賀～米原～名古屋間および敦賀～京都間の旅客利便性向上に向け、関係県等と連携・検討を進め、取組を実施します。」について、北陸へは、古来より北陸道・旧北国海道があった湖西の交通の方が近いです。国道161号(湖西道路)の完全複線化、湖西線の特急増発など、湖西の交通の便を良くして、湖西経済活性化のためにも、令和6年(2024年)の北陸新幹線敦賀開業と誘客に備えて欲しい。	国道161号については、国土交通省が令和7年の完成を目標に、坂本北ICから真野ICまでの間の4車線化を実施されています。 また、北陸新幹線敦賀開業後の北陸・関西間の円滑な流動性を確保するため、在来線特急の運行本数の維持・拡大を関西広域連合を通じて国に要望しているところです。 観光分野における北陸新幹線の敦賀開業を見据えた誘客については、11ページの(3)で触れていますが、御意見は施策を推進する際の参考とさせていただきます。	—	—
7	P10の13行目から	(1)広域交通 鉄道インフラ整備				

番号	頁	項目等	「指針」に対する意見	意見に対する 考え方・対応(案)	「広域連携推進の指針(案)」の修正	
					修正前	修正後(案)
8	P10 の2 行目 から	(1)広域交通 道路インフラ整備	県内の重要物流道路をすべて特車通行許可不用区間にするように改修を求める。 国際海上コンテナ(40ft背高)を滋賀県内の一般国道を使用して通過する場合に、国道161号線の福井県との県境付近と、国道8号線彦根市内において、特車通行許可を申請する必要がある。 広域インフラの幹線として改修対象とする価値があると判断可能だと思います。	この件については、国道161号および国道8号の道路管理者である国土交通省に御提案いただければと存じます。	—	—
9	P11 の16 行目 から	(3)観光・文化・スポーツ 令和7年(2025年) 大阪・関西万博 の開催中は…	大阪・関西万博は、開催しないでいい。	大阪・関西万博は、本県への観光客の増加等にとっても大きなチャンスととらえていますので、原文のままとします。	—	—
10	P12 の2 行目 から	(6)環境 CO ₂ ネットゼロ社会の実現のために、…	CO ₂ ネットゼロ社会の実現のための普及啓発はインターネットを活用して科学的な根拠に基づいて県内外に向けてSNS等、Youtbe、Twitterを用い、無駄なお金をかけずに税金を活用してほしい。	これまでも、滋賀県ホームページやSNS等を用いてCO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する情報を発信するとともに、令和4年11月にはWEBサイト「ゼロナビしが」を新たに開設しました。今後も引き続き、インターネットを活用するなど効率的で効果的な普及啓発に努めてまいりたいと考えています。	—	—
11	P12 の2 行目 から	(6)環境 CO ₂ ネットゼロ社会の実現のために、…	次世代自動車とは一体何なのか。普及啓発をするのであれば、県民に購入代金を配布すればすぐにでも普及できるがどう考えているのか。	次世代自動車とは、「滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」において、「電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)など、CO ₂ などの温室効果ガスの排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車」としています。 次世代自動車購入に対する補助については、限られた財源の中で、国の制度や充電インフラの整備状況等も踏まえながら、その費用対効果も意識しながら施策を検討しています。	—	—
12	P12 の2 行目 から	(6)環境 CO ₂ ネットゼロ社会の実現のために、…	CO ₂ ネットゼロ社会の実現と充電インフラがどのように関係しているのか科学的根拠やEBPMにも基づいたデータを示してほしい。	充電インフラが整備されることで、温室効果ガス排出量の削減が期待される次世代自動車の普及拡大につながるものと認識しています。なお、こうした個別の事項は当該指針には記載しないものとしています。	—	—
13	P12 の2 行目 から	(6)環境 CO ₂ ネットゼロ社会の実現のために、…	充電インフラの電力は何を使用して得るのか示してほしい。	再生可能エネルギーを電源とする充電インフラが広がることで、さらなる温室効果ガス排出量の削減が期待されますが、電源は特定していません。なお、こうした個別の事項は当該指針には記載しないものとしています。	—	—
14	P13 の23 行目 から	【参考 関西広域 連合とその取組】 実施事務 ○広 域医療	「ドクターヘリの活用等による広域救急医療体制の充実、災害時における医療体制の強化等」について、新型コロナウイルスのパンデミックになってから、地域医療の大切さが明らかになりました。関西広域連合で進める広域救急医療体制の充実、災害等における医療体制の強化等に加えて、広域感染症対策のための体制構築なども必要だと思います。高齢化社会が進むことを考慮して、広域の介護体制の構築も必要だと思います。	この指針は、中部圏・北陸圏における連携について策定するものであり、関西広域連合とその取組については、近畿圏における連携として、参考に記載したものです。 なお、御意見は施策を推進する際の参考とさせていただくとともに、関西広域連合では、令和5年度以降の方針を定める第5期広域計画において、広域医療連携の更なる充実・深化について新たに記載される予定であることを申し添えます。	—	—

番号	頁	項目等	「指針」に対する意見	意見に対する 考え方・対応(案)	「広域連携推進の指針(案)」の修正				
					修正前	修正後(案)			
15	P13	【参考 関西広域 連合とその取組】	関西広域連合は問題があり、参加する必要がない。参加しているなら脱退してはどうか。	本県では、近畿圏・中部圏・北陸圏の各圏域の結節点にあるという地理的優位性を生かした施策を推進することとしており、本指針の対象である中部圏・北陸圏はもちろんのこと、関西広域連合の取組等を通じて、近畿圏における連携も重視しています。	—	—			
16	P14 の3～ 4行目	【参考 その他の 地域等との連携】 ○近畿圏との連 携			17	P14 の25 行目 から	【参考 その他の 地域等との連携】 ・森と自然の育ち と学び自治体ネッ トワーク	「森と自然を活用した保育と幼児教育の認知度や質の向上と充実のための情報発信、各種調査、指導者の人材育成、国への提言等に共同して取り組んでいます。」について、保育、幼児教育のみならず、小中学校の教育についても連携できればいいのではないのでしょうか。学力テストで、毎年、滋賀県は最下位クラスですが、隣県の福井や岐阜は常に全国トップクラスの成績です。隣県に学ばせていただく姿勢も必要だと思います。滋賀県は、平均寿命については、全国トップクラスですので、健康政策については、貢献できるかもしれません。	今年度、近隣県の取組も参考にしながら、子どもが自ら学びに向かう姿勢の育成や、家庭や地域と連携する取組の充実を図るため、家庭学習の手引きを作成しました。御意見は施策を推進する際の参考とさせていただきます。

2. 市町からの意見等とそれらに対する考え方・対応（案）について

(R4. 12/16～R5. 1/13意見募集、2市町から19件の意見等があった)

番号	頁	項目等	「指針」に対する意見	意見に対する 考え方・対応(案)	「広域連携推進の指針(案)」の修正	
					修正前	修正後(案)
1	P1の11～12行目	～はじめに～	「本県は、…近隣府県と歴史的・文化的、経済的に深いつながりがあります。」とありますが、「近隣府県と〇〇〇といった歴史的・文化的、…」と簡単なつながりなので追記することで滋賀県らしさが表せると思います。	御指摘のとおり、滋賀県らしさの表現には具体的な例示が効果的と考えますが、「はじめに」は指針改定の趣旨等、総括的な記載にとどめるため、原文のままとします。	—	—
2	P1の21行目から	～はじめに～	「一方、平成26年…本県と中部圏・北陸圏の広域連携の必要性がますます高くなってきているところ。」とありますが、広域連携により解決できることや本県のメリットなど具体例を示すことで、広域連携の必要性をより明確にすることができると思います。	御指摘のとおり、広域連携の必要性の明確化には具体的な例示が効果的と考えますが、指針改定の必要性を説明するうえで本県を取り巻く社会情勢等の変化を例示的に記述したものであり、原文のままとします。	—	—
3	P6の5行目から	②地域活力向上への対応	修正案「人口減少に伴う問題は様々なものが指摘されていますが、県内の消費者数が減少することで需要が減少し、商品やサービスを提供する側の利益も減り、ひいては生産力と地域の活力の低下を招く恐れがあります。この対策としては、外部の需要を更に取り込むための取組が必要になります。」	いただいた修正案は、現行の指針の記載に近いものとなっています。今回の改定では、「地域活力向上への対応」という新しい柱を据え、人やモノの交流等、もう少し広い意味で、人口減少に対応するうえで広域連携が必要ということを記載したいと考えており、原文のままとします。	—	—
4	P8の5行目から	(4)連携のプラットフォーム ○広域交通	「名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会」や「びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設期成同盟会」の取組や方針を記載すべきでは。	御意見を踏まえ、「名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会」について記載します。 なお、「びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設期成同盟会」については、滋賀県と京都府の関係市町等との取組であるため、当該指針には記載しないこととします。	—	8ページ「(4)連携のプラットフォーム 広域交通」の2つ目に以下の項目を加えます。 「・名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会 滋賀県と三重県の関係市町で構成し、伊賀地域および甲賀・東近江地域の振興と住民の福祉増進に寄与するため、名神高速道路から国道165号までの名神名阪連絡道路の早期整備に向けた取組を行っています。」
5	P9の11行目から	(4)連携のプラットフォーム ○環境	鈴鹿国定公園協会など、三重県と協働する環境保全や生態系に係る取組があると思いますので、追記してはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、「鈴鹿国定公園協会」について記載します。	—	9ページ「(4)連携のプラットフォーム 環境」の2つ目に以下の項目を加えます。 「・鈴鹿国定公園協会 鈴鹿国定公園区域を包括する滋賀・三重両県、市町および関係団体で構成された協会で、鈴鹿国定公園の自然環境の保全、利用の促進および管理の万全を図るための取組を行っています。」
6	P10～12	3 中部圏・北陸圏と連携を進めていく分野と実施方針	「中部圏・北陸圏と連携を進めていく分野と実施方針」について、目次にある(1)～(6)の分野をそれぞれ表題として記載した方が分かりやすい。	(1)から(6)の見出しを黒い背景と白文字で記載し、資料掲載の過程で誤って黒い背景を削除したため、文字が見えない状態となっていました。御指摘のとおり、改めて見出しを記載します。	—	目次の3の(1)～(6)を転記し、見出しとします。
7	P10～12	3 中部圏・北陸圏と連携を進めていく分野と実施方針	P10前段は、「道路インフラ」「鉄道インフラ」という項目が整理されていますが、P10～12も目次タイトルの追加や項目分けするほうが分かりやすいと思います。			

番号	頁	項目等	「指針」に対する意見	意見に対する 考え方・対応(案)	「広域連携推進の指針(案)」の修正	
					修正前	修正後(案)
8	P10 の4 行目 から	(1)広域交通 道路インフラ整備	「○大規模災害時…のため、新名神高速道路」の後に「、名神名阪連絡 道路」を追加してはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、名神名阪連絡道路について記載します。	—	10ページ「(1)広域交通 《道路インフ ラ整備》」の1つ目の項目に「大規模災 害時…のため、新名神高速道路のほ か、直轄国道(国道1号、国道8号、国 道161号など)、名神名阪連絡道路の 整備促進に向けた取組を進めます。」 の下線部を加えます。
9	P10 の24 行目	(2)産業・物流	「シーズ」は注釈が必要ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、修正します。	「県域を越えた人材や技術等のニーズ とシーズのマッチングを進めます。」	「県域を越えた人材や技術等のニー ズとシーズ(企業等が持つ技術やノウ ハウ、アイデア等)のマッチングを進め ます。」
10	P11 の23 行目 から	(4)危機管理	「○大規模広域災害の…広域的な応援・受援体制の整備と円滑な実施 のためのスキームの確認・検証、…」の下線部について、「円滑に実施す るための」としてはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、修正します。	「○大規模広域災害の…広域的な応 援・受援体制の整備と円滑な実施のた めのスキームの確認・検証、…」	「○大規模広域災害の…広域的な応援・ 受援体制の整備と応援・受援を円滑に実 施するためのスキームの確認・検証…」
11	P11 の27 行目 から	(4)危機管理	「○原子力発電所が立地する…情報収集体制の構築等を柱とする広 域的な防災体制の構築を引き続き進めます。」の下線部を削除してはど うでしょうか。	御指摘のとおり「構築」が多用されており、「情報収集体制の 整備」に修正します。	「情報収集体制の構築等を柱とする広 域的な防災体制の構築を引き続き進め ます。」	○「情報収集体制の整備等を柱とする 広域的な防災体制の構築を引き続き 進めます。」
12	P11 の29 行目 から	(4)危機管理	「○感染症・家畜伝染病…協力体制の構築_および…」の下線部の読点 を削除してはどうでしょうか。	御指摘のとおり修正します。	「感染症・家畜伝染病…協力体制の構 築_および…」	「感染症・家畜伝染病…協力体制の 構築および…」
13	P11 の22 行目 から	(4)危機管理	災害発生時の相互支援や連携等に関して、行政が管理する個人情報や 行政データ等のリスク分散についてDX推進の観点から追記してはいか がでしょうか。	他団体が管理する個人情報や行政データ等を保有することには 様々なリスクが伴うため、広域での連携には困難が伴いま すが、御意見は施策を推進する際の参考とさせていただきます。	—	—
14	P12	(6)環境	外来生物の管理や固有種の保全等、広域的に取り組むべき生態系保全 に関する記述を追記してはいかががでしょうか。	外来生物の管理については、12ページの(6)の3つ目の項目 に記載している方針により、今後も施策を進めます。 なお、固有種の保全について、現状としては、広域で取組を 進める具体的な内容がないため、今後、施策を推進する際の参 考とさせていただきます。	—	—
15	P12	3 中部圏・北陸 圏と連携を進め ていく分野と実施 方針	広域圏連携を進めていく分野として、文化財や歴史遺産の保全活用につ いては、観光振興等のメリットも期待できると思います。また、人づく り、生涯学習も含めた教育や人材育成についても連携できる分野である と思いますので、追記してはいかががでしょうか。	前段の御意見に近似した視点として、11ページの(3)で、広域 観光周遊ルートについて記載しています。その他、後段につ いては、施策を進める際の参考とさせていただきます。	本県の有する歴史的・文化的資産や琵琶湖を中心に四季が織りなす自然景 観、食、体験等の多彩な観光資源を広 域的につなぎ、テーマ性・ストーリー性 を持った魅力ある広域観光周遊ルー トを提案します。	—
16	P14 の28 行目	参考	「CLT」は注釈が必要ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、注釈を付します。	—	次の注釈の追加 ※CLT：Cross Laminated timberの 略で、ひき板(ラミナ)を繊維の方向が 層ごとに直角に交わるように貼り合わ せた大判の木質パネル材のこと。強 度が高い建材であるため、高層の建 物にも活用できる。

番号	頁	項目等	「指針」に対する意見	意見に対する 考え方・対応(案)	「広域連携推進の指針(案)」の修正	
					修正前	修正後(案)
17	概要	現状	現状において、滋賀県が結節点であることの説明について、「両圏域の知事会に属する」ことに加えて、交通、歴史、文化、経済について追記してはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、修正します。	「近畿ブロック知事会、中部圏知事会の両圏域の知事会に属するなど、各圏域の情報を共有、発信できる立場」	「近隣府県と歴史的・文化的・経済的に深いつながりがあるほか、近畿ブロック知事会、中部圏知事会の両圏域の知事会に属するなど、各圏域の情報を共有、発信できる立場」
18	概要	主な実施方針の [危機管理]	「原子力災害に対する広域的な防災体制」と「構築」の間に「の」を挿入してはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、修正します。	「原子力災害に対する広域的な防災体制構築」	「原子力災害に対する広域的な防災体制の構築」
19	概要	主な実施方針の [危機管理]	「感染症・家畜・・・実施する際の調整の仕組みの構築」の下線部を「と」に修正してはどうでしょうか。	ここでは「調整の仕組み」が必要との趣旨で記載していますので、原文のままとします。	—	—